

第八章 防災・厚生施設

一 地震と火事

「地震、雷、火事、親爺」ということが昔から伝唱されているが、文化の発展によって雷と親爺への畏怖は緩和されたけれども、地震と火事への恐怖と警戒とは依然たるものがある。ことに地震帯上に位置する土佐は、白鳳の地震以来しばしば大小の震災をうけ、近世になって宝永の地震と安政のそれとは、昭和の南海大地震とならんで恐るべき災害記録を残している。高知は地方首都として戸口が密集しているだけに、その被害も多く、これは火災の場合も同様な現象を呈した。元禄の大火や享保の大火がその著しい例である。また太平洋に面して雨量が多く、台風による風水害もおびただしいものがあるが、その災害はむしろ農作物に多かった。ここでは地震や火事による都市災害の代表的なものをあげてみよう。

元禄の大火 元禄十一年（二六九八）十月六日午の刻（正午）、北奉公人町一丁目佐藤甚左衛門借家と片岡六郎兵衛借家の境から出火したもので、火勢は西風に煽られて郭中に及び城内下屋敷、太鼓丸を焼き、下町大鋸屋橋に及んで莫大な損害を生じた。焼失した侍屋敷は北奉公人町、内堤、帯屋町筋、大門筋、本町筋、中島町、与力町、南片町にわたって百七十六軒、町家一千九百三十三軒、（内五四軒は西町、但諸奉公人の家は除く）、貸家二千軒余、寺十九箇寺、橋十三箇所、土蔵二百二十七軒、売米一万一千四百四十五石六斗、粳一千五百三石、大豆三百十

八石と記録に見え、沢田弘列の万変記には「只公儀の御蔵計り残りて郭中、市内の蔵數百軒、家數五千軒余焼失、又死人怪我人数しらず、此時に至りて家々の重器金銀米錢の貯同く烏有となる。此国初りて後未たあらざる大火也」と述べられている。

鎮火したのは夕刻であったが、同書に「明日国王より數ヶ所に小屋をうち、粥を焚き諸人の飢を救はせ玉ふ。又火災にあひたる士民に米穀を貸給ふを始めとして御救の品々事おびただし」と応急救済のことも記され、また別書には「右火事の前十月五日の朝地震、同六日四ツ時分地震、七日八日十一日にも地震度々也」と見え、前後に地震をともなつたので人心の動揺は殊に甚しかった。翌十二年（一六九九）閏九月十二日には白屋種崎町から出火、弘小路、鯛町、紺屋町、新堀町を延焼したことも伝えられている。

宝永大地震 白鳳の地震について土佐の歴史に記録されるもので、宝永四年（一七〇七）十月四日未の刻（午後二時）に起つた。万変記に「朝より風少も不吹、一天晴渡って雲を不見、其あつきこと極曇の如く、未の刻はかりに東南の方夥敷鳴て大地震ひ出、其ゆり渡る事天地も一つになるかと思はる。大地二三尺に割、水湧出、山崩、人家潰事将棋倒を見るが如し」とその刹那の状況を記している。間もなく津浪がおこって「御城下廻堤不残打越押切大潮入込み、西は小高坂、井口北は万々、久万、秦泉寺、薊野、一宮、布師田東は介良、大津の山の根まで一面の海と成。大波打事都合六七度、其浪の高さ五六丈も有也。去とも西孕の山にて浪を防ぎぬれば御城の方は大浪不入、大潮うつまき押込む計也」と同書に記されている。

城下町を中心に領内郷浦にわたる損害は甚大なもので、当時の記録によれば左の通りであった。

流家一一、一七〇戸 潰家四、八六三戸 破損家一、七四二戸 死人一、八四四人 過人九二六人 流失牛馬五四二疋 過牛六疋

流失米穀二四、二四二石 濡米穀一六、七六二石 流失塩四八〇石 同茶三三〇丸 同鯨節五〇八、〇〇〇個 破損船七六八艘
 流失網四三九張 浦々塩焼道具全部 同材木五四、六〇〇本 同薪類六八三艘 同起炭二〇艘 損田四五、一七〇石余 堤防破損
 四、一〇九所 流失板橋一八〇所 寛九二艘 井流六七所

地震や津浪のために郷、浦分で荒廃した場所は百三箇所、半荒廃した場所三十六箇所に及び「山分崩、畑作雑穀過分損失積り不知」と記されている。道路の損傷も甚大で、翌五年（一七〇八）正月四日から山田橋と石淵の間が復旧した。「比島より山田橋までは大部分繕ひ、塩田橋の詰より比島の人家までの堤は新に築成して潮留す」とも見え、これが宝永堤と呼ばれた。

享保の大火 享保十二年（一七二七）二月朔日午の下刻（午後一時）、小高坂越前町伊野部丈助の家から出火、火焰は西風に煽られて数条にわかれ、一手は城郭を全焼して永国寺町に及び、一手は尾戸から大川筋、愛宕町に延び一手は京町、種崎町、農人町、山田町、鉄砲町を焼いてその損害は侍町二百五戸、町方一千百六十三戸、郷分三百九十七戸、合計一千七百六十五戸に達した。左は幕府に録上した当日城下の損害である。

寛

先達而申上候通、私領国高知山城下当月朔日午刻西町より出火、焼失左之通に御座候。

城内

- 一天守
- 一本丸、二ノ丸、三ノ丸
- 但櫓五ヶ所、門廊下、長屋塀、並土蔵共

一役所三ヶ所

城外

- 一役屋敷四ヶ所
- 一侍屋舗二百一軒
- 一寺三ヶ所
- 一町屋千百三十七軒
- 一土蔵二十六軒
- 一焼死女一人
- 一焼死牛壹疋
- 右之分焼失仕、同夜戌刻火鎮申候
- 一大手門、西ノ口大門、北ノ口大門
- 但塀、並長屋番所共
- 一城内櫓三ヶ所、但塀共
- 一同廊下三ヶ所
- 一同門六ヶ所、但塀共
- 一櫓塀所々焼残申候
- 一同土蔵所焼残申候
- 一屋舗一ヶ所
- 右は合焼残申候。

右之通に御座候。以上

二月十八日

松平土佐守

翌二日再び越前町伊野辺丈助の隣郷辰之助の家から出火して帯屋町北側と南側東半部、鷹匠町の西部を残しただけで唐人町、雑喉場に至るまで一戸も余さず、余燼は潮江の農家に及んで二百九十戸を焼いた。その被害は侍屋敷百八十七戸、町方一千三百四戸、郷分三百二十五戸で合計一千八百十六戸と伝えられ、前後兩日にわたる火災の損害はおびただしいものであった。いわゆる享保の火事として後年まで記憶されるものである。

安政大地震 安政元年（一八五四）十一月五日の大震で、前日来しばしば小震を繰返し海潮の干満もただならず、ついに当日七ツ時（午後四時）になって大鳴動を起した。民家では夕食のために炊事中だったので、倒潰した家屋からは忽ち出火し、それに津浪まで押寄せて下知の堤防を切り下町一帯に浸水、その被害は惨状を極めた。歌人鹿持雅澄はその日記に左のこく記している。

五日、七ツ時大地震、折節今日二丁目河原に於て相撲の最中右の通りにて相撲場混乱、人傷みも有之由承る。上町二丁目横合別して壊屋多く、其外大動にて死傷も有之由、下町は壊屋所々許多にて其上出火に成り、堀詰より東は大半焼失、人傷も有之由なれども詳悉の処は未承得。同夜六ツ半又々大動に付下の島へ戸板敷き臥明す。少々の地需は数度なり。この地震の間地震ならずして鳴動すること、たとへば大砲を発したる音の如し。

被害については、その日記に「千八百七十四軒焼失、六百二軒崩家、御町方支配にて死人男女共九十一人、行方不知十三人、通懸り死人四人、馬二匹焼死」と追記してあるが、一般史書には流失家屋一千六百七十六戸、倒潰家屋五百六十八戸、死者百六人と示され、焼失家屋はあげられず、ただ唐人町、弘岡町及び朝倉町の南側（米倉を含

む）、掛川町、要法寺町、堺町、八百屋町、京町（町会所及び官倉を含む）、農人町、北新町、鉄砲町及び下知を除いて町方目ぬきの場所はほとんど焼失したことを伝えている。

土佐国内の被害総計は死者三百七十二人、傷者百八十人、焼失家屋三千三百一戸、流失家屋三千八百一十一戸、倒潰家屋四千八百二十六戸、半潰家屋一万二百九十戸と記録され、郷町や浦町の損傷被害も甚大なものがあつた。

（参考文献）1 山内家日記 2 山内家記録 3 南路志 4 宮地日記 5 三災録 6 御国年代記

二 火災と防火組織

火事は「江戸の花」だといわれた。それほど江戸の火事は多かったわけで、寛永十年（一六三三）二月十五日に類焼以来鍛冶橋の土佐上屋敷だけでも二百有余年の間に十一回焼失した。二十年に一回の火難である。そのほか日比谷、芝、築地など諸邸の火災を合すと三十回に及び、十年に約一回の火難である。しかもこれは土佐藩邸に関するものに限られているので、このほか大小火災を八百八町に物色すれば際限があるまいし、大名火消や町火消が功を争い意気を誇った場面も想像されるのである。

土佐の高知でも火事は決して少い方ではなかった。試みに「御国年代記」その他の文献から大火と認むべきを摘出するならば、まず前記のこく元禄十一年（二六九八）十月六日に北奉公人町から出火、風下に当る下町がほとんど全焼した大火があげられるだろう。翌十二年（二六九九）閏九月十二日には朝倉町から出火して焼失家屋約五百軒、同十五年（二七〇二）十二月十四日細工町から出火、同二十日には浦戸町から出火して両度とも相当の損害を出

したとある。宝永元年（一七〇四）二月十九日には紺屋町出火で三百余軒が焼失、同年十一月十四日には小高坂から出火して郭中、上町とも焼失家屋約六百軒、同四年（一七〇七）十月四日の震火災、正徳五年（一七二五）正月四日には南奉公人町からの出火で焼失家屋五百余軒、享保十二年（一七二七）二月一日には越前町井野辺丈助宅から出火して城内を延焼、翌日また同町郷辰三郎宅から出火して両度の大火で焼失家屋は三千戸を超えた。延享三年（一七四六）十二月六日には中須賀からの出火で城下の類焼家屋二千六百余軒、宝暦二年（一七五二）十一月二十五日は八百屋町からの出火で三百余軒が焼失、同年十二月十六日には山田町から出火して焼失家屋が百軒余、天明六年（一七八六）二月三日には追手筋北会所から火を出し、郭中、下町を延焼した。会所焼けと呼ばれるもので、嘉永二年（一八四九）十二月七日種崎町におこった火事は農人町裏町、下知に飛んで百三十四軒を焼いた。安政元年（一八五四）十一月五日の震火災では城下と下町の焼失家屋一千八百七十六軒、領内各地のものを合せて二千五百六軒が焼けたと記録されている。

大火と認められるものだけでも以上十三、四件があげられ、二十年に一回の割合であるが、そのほか小火災を求めたならば、地方都市として火事による損害は相当なものだったことが諒解されるのである。したがってこれに対する防火態勢やその設備が真剣に考慮されていたことはいうまでもない。藩主の居城は十二箇月輪番制で、家老もしくは中老が警火の責を負い、城内の要所にはそれぞれ番士が配置されていた。これは火事ばかりでなく非常警戒のためであるが、城下火災のためには特に火消当番が二名、馬廻のうちから任命されるのである。城下火事の場合は当番が直ちに現場に出張、防火を指揮するのでその責任区域は東は新町、南は潮江川、西は観音堂、北は江ノ口在所以内と限定されていた。方限外でも潮江の真如寺や称名寺、また吸江や薊野の天王宮などの附近出火の場合は

特例として警戒を加えなければならない。

火消当番の規則として、天和三年（一六八三）十月発せられたものに左のとき覚書がある。

覚

- 一 御家中火用心之儀、兼々如被仰付候猶無油断急度可申付事。
- 一 出火之節は火消当番之組早速火事場へかけ付、組頭之随下知火を可防、尤侍中出張遅速、働之様子、組頭並火事場横目役見聞之通書付可置事。
- 一 及大火当番之火消人数にて難防節は所々にて目を立申答に付、火消前後月番之外非番之諸組早速火事場へかけ付当番へ可相加、且又諸組出候跡にて不意出火之為右前後月番之組は組頭之宅へ相集可心掛。但火本近所は各別之事。
- 一 御城近に火事出来之時は御小姓組は井戸壇へ相集、御留守居組は大門之内へ相揃、組頭は不及申奉行人其外所々之番頭之随差図火を可防事。
- 一 火急之儀有之、御出被遊候節は兼而御定有之御供之衆中無油断心掛罷出、供可仕事。
- 一 火消当番之侍中、屋敷並之番相当候節、火事出来之時は夜番は指止火事場へ可罷出事。
- 一 於火事場何等之儀有共令勘忍、差当役儀を可相勤。附下々猥に令高声下知を不聞作法者等無之様に主人兼々可申付之、万不一作法者有之候共火事場之儀候間、当分見のかし御横目役へ可相断事。
- 一 十月より明ル三月中火消当番之組より夜廻可相勤、尤大風吹候時は夏秋たりとも昼夜共に可申付事。
- 一 風烈敷節、御家中家々にて為火用心不寝之番可指置、依之下横目共家々へ廻し聞届可申事。
- 右之趣可被相守之。若於令油断は可為越度者也。

天和三年十月十五日

三 水災と防水制度

高知の水害は、かつての河中の名にそむかず例年六月から九月にかけて人々を脅威した。その主要なものをあげれば慶長九年（一六〇四）七月十三日の大風雨洪水を初めとして寛永三年（一六二六）八月、万治三年（一六六〇）九月十九日、二十日、寛文元年（一六六一）七月六日、七日、同二年（一六六二）六月二十九日と七月二日のものは田島の損毛四万余石、同六年（一六六六）七月のものは死傷百五十一人に及び田島の損毛八万三千三百余石と伝えられる。貞享四年（一六八七）九月九日、元禄十四年（一七〇一）八月十六日と十七日の洪水では損毛十四万石とあり、翌十五年（一七〇二）七月二十八日には下知、潮江の堤を破り、宝永元年（一七〇四）七月の水損は八万余石、同三年（一七〇六）六月二十五日も水損八万余石に及んだとある。同四年（一七〇七）八月十九日の大風雨の後をうけ十月四日には大地震があった。寛保元年（一七四二）六月七日の洪水では真如寺の堤防約三十間を決潰して潮江の人家二十余軒が流失した。延享三年（一七四六）八月二十三日にも暴風雨に見舞われている。宝暦元年（一七五一）閏六月十二日の大暴風雨には海上の被害が多く、数十艘の船舶が遭難して百余人の死者を出した。同七年（一七五七）七月二十六日の雨風の激しさは、高知城天守閣の鯨を飛ばす凄しさで損害甚大だったと伝えている。

天明二年（一七八二）七月十八日、同八年（一七八八）七月二十二日から二十五日までの風雨洪水、寛政四年（一七九二）七月二十六日の暴風雨は再び天守閣の鯨を吹落し、洪水による人家の破損六千二百余軒、死者八十余人を出した。同七年（一七九五）八月二十九日にも天神橋南詰の堤防を破って家を流し死人を出した。文化十二年（一八一

五）七月六日から八日にわたる出水では死者八十三人、流失家屋百八十一軒、田島の損害もしたがって多く、文政五年（一八二二）六月三日、四日にもまた出水した。天保七年（一八三六）八月二日のものは杓田の堤を決潰して井口、小高坂、江ノ口方面に浸水し橋梁五を流失させ、安政四年（一七五七）七月二十二日には潮江堤防を破って天神橋詰の人家二十一軒を押し流している。風速が何メートルだったか、雨量が幾ミリだったか、現代的な科学説明はないが、以上は古記に残る代表的のもので、平均十年一回の風水害をうけた。小水害はさらに多かった筈で、したがって洪水の予防や水害対策には、藩当局も必死の努力を試みたのである。

洪水による災害を防ぐために設けられた部署を「水丁場」という。西は観音堂から東は雑喉場までの鏡川堤防に、この丁場を示す石標が建てられ、出水の場合は情況に応じて官民協力してその防衛に出動した。寛文十二年（一六七二）の御目付方月目録に「水丁場之事」として「右は向後定御備如次第、丁場可相改旨御出国前被仰出候。就者御普請奉行中丁場を割合に付、二月十八日諸組頭中へ於会所向後左之通御改被成旨申渡」とあって左のこ

- 一之明組 観音堂 人夫三十人 水通町庄屋
- 二之明組 南奉公人町四丁目越戸 人夫三十人 通町庄屋
- 三之明組 南奉公人町三丁目越戸 人夫三十人 本町庄屋
- 山内庄三郎組 南奉公人町一丁目越戸 人夫三十人 堺町庄屋
- 深尾 丹波組 御馬屋西越戸 人夫三十人 蓮池町庄屋
- 桐間 兵庫組 馬場ノ内越戸 人夫三十人 浦戸町庄屋

山内左衛門組 御馬場東越戸 人夫三十人 細工町庄屋
 柴田 織部組 真如寺橋越戸 人夫三十人 新市町庄屋
 福岡孫十郎組 掛川町越戸 人夫三十人 掛川町庄屋
 山内 伊織組 弘岡町西越戸 人夫三十人 朝倉町庄屋
 五藤内蔵助組 弘岡町東越戸 人夫三十人 種崎町庄屋
 御留守居組
 御町方 雑喉場越戸 人夫十人 廿代町庄屋
 御普請方 新町 人夫十人 新町庄屋
 御普請方 農人町 人夫十人 農人町庄屋

十三丁場に十三組が出動するわけで、留守居組が丁場をもたなかったのは後方勤務として、非常に備えたものであろう。この出動組は当然時代によって改編されたことと察せられるが、丁場に変動のあったことは考えられない。元禄五年（一六九二）には出水丁場や火事場に出張する武家の提灯について「中老組頭、物頭御差物中ほふつき提灯老ツ、手提灯老ツ可被持事」と「御馬廻中手提灯一ツ可被持事」の二箇条が示され、火事場で消防にかかるものは手提灯はやめて「ほふづき提灯」ばかりを持つことを定めている。

水丁場には目盛りを記した標木があって増水程度をはかり、程度に応じて出動を加減した。この方法がいつごろから採用されたかは判断できないけれども、明治三年（一八七〇）九月民政、刑法両司への告示に左の如きものがある。

覚

南川洪水之節、分水式尺之印に水掛候得は定普請之者出動、同五尺に掛り候得は宮繕掛り官員、並民政司小属以下出張之事。町夫出張從來之通

但分木六尺に掛り候得は宮繕掛りより大参事刑法掛、小参事伝達司掛月番所へ注進、民政掛小参事は其司小属より同断、庶民為心得軍員為吹候事、最大参事以下官員出張は時宜見計之筈。

右は洪水之節御規定先達而相触候処、此度詮議之上、右之通被仰付候事。

午九月四日

藩 庁

文中に「洪水之節御規則先達而相触候処」とあるのは、前月の布告に「從來南川洪水之節軍員相吹候得は、在官人始兵隊等総出張の処、向後掛官員之外出張一切被差免、最堤等危候場所所有之節は、最寄住居之面々禦方相心得可申」として、掛官を除く官員軍隊の防水協力を廃し地元民に一切を委ねたことを示したものである。

(参考文獻) 1 山内家史料 2 稿本高知市史(重松実男) 3 高知県史(津村久茂) 4 土佐風水害史(土佐史談四九、丹紫海漁郎) 5 反古佳語(土佐史談三一、武市佐一郎) 6 居譜雜纂六 7 刑法司記録 8 高知県記録(修史余録八所収)